

風害 干害

潮害

水害

火災

雪害

凍害

噴火災



森林保險

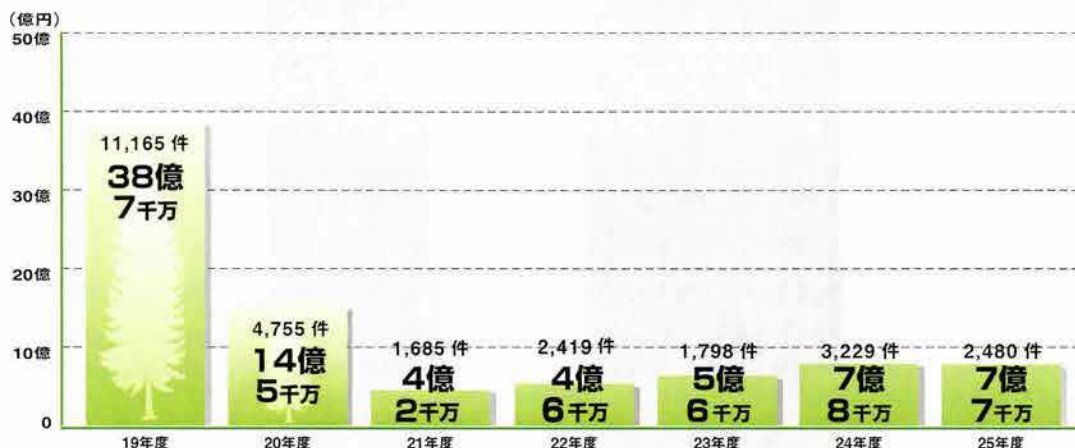
FOREST INSURANCE



災害補償件数



我が国は、地形が急峻で台風や豪雪などの自然災害の発生の可能性が広範に存在しています。近年は、特に台風による災害で、大規模な損害が発生する傾向にあります。



「森林保険」では災害時の手厚い補償で森林経営への不安を解消します。

8つの災害により契約森林が損害を受けたときに、保険金が支払われます。

あなたの森林が災害にあったときのための保険です。

森林保険に加入いただいた森林に、災害によって損害が生じた場合、お約束にしたがってその損害を補てんする制度です。



潮害

火災

水害

保険適用災害 (8つの災害)

- 【火災】山火事で受けた損害
- 【風害】暴風による幹折れ、根返りなどの損害
- 【水害】豪雨、洪水による埋没、水没、流失などの損害
- 【雪害】大量積雪による幹折れ、根返りなどの損害
- 【干害】乾燥による枯死などの損害
- 【凍害】凍結、寒風などによる枯死などの損害
- 【潮害】潮風、潮水浸水などによる枯死などの損害
- 【噴火災】火山噴火による焼損、幹折れ、埋没、根返りなどの損害

干害

風害

凍害

雪害

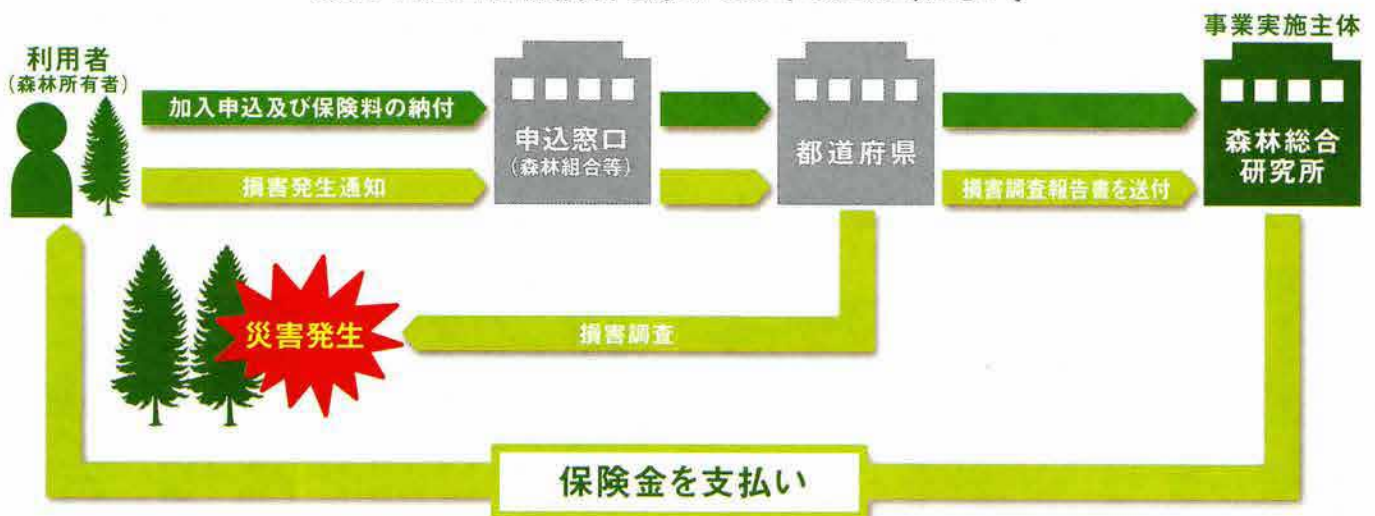
噴火災

手続きの流れ



お申込は簡単。 市町村または、森林組合等の 窓口へどうぞ。

お申し込みは最寄りの市町村、森林組合等でお受けしております。
手続きは簡単です。森林の所在地、樹種、林齢、面積などをご確認のうえ、
契約申込書に保険料を添えてお申し込みください。



【保険料及び保険料率】

申込時に払い込む保険料は、設定した保険金額に対して保険料率（保険金額1,000円につき年間1.2円～4.3円）を乗じた金額となります。
保険料率は、都道府県別、樹種別（針葉樹・広葉樹の別）、林齢別（20年生以下・21年生以上）に定められています。

「森林国営保険」は、国から国立研究開発法人森林総合研究所（森林総研）へ移管され、平成27年4月から、「森林保険」となりました。
移管後も、法律に基づいて国がしっかりと関与する制度となっていますので、引き続き、森林保険をご利用いただきますようお願いいたします。

移管に係るQ&A

- Q1** 現在、契約している森林国営保険契約はどうなるのですか？
- A1** 移管時点で有効なご契約は、森林総研に自動的に引き継がれます（必要なお手続きはありません）。森林総研に引き継いだ後も、ご契約の補償内容に変更はありません。
- Q2** 森林保険の補償の内容や受け付け窓口はどうなるのですか？
- A2** 移管した後の森林保険においても、補償される内容や森林組合等の加入申込み受付の窓口に変更はありません。
- Q3** 国は森林保険にどのように関与していくのですか？
- A3** 国は、引き続き、森林保険の企画・立案業務を行うとともに、適正な保険料率の設定など森林総研の森林保険業務の運営に対する監督を行うこととしています。
また、森林総研が行う長期借入れ等に対し政府が債務保証することや、資金の調達が困難となった場合に財政上の措置を講ずることとしています。

※ご契約者様の個人情報は、「個人情報保護法」に基づき、適正に管理されています。

北海道

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話:011-231-4111(代表)
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/new23/hoken01.htm>